



ISM壁紙

ISM = Interior Safety Material

生活環境の安全に配慮した壁紙です

ISM壁紙の基準値

13化学物質について規制

ISM壁紙は、建築基準法で規制対象となっているホルムアルデヒドだけでなく、厚生労働省が室内濃度指針値を定めた13種類の化学物質について規制しています。

TVOCについて規制

TVOC(総揮発性有機化合物)についても規制しています。

厳しい基準値

厚生労働省の室内濃度指針値を参考に、製品からの化学物質の放散速度について、厳しい基準値を定めています。

その他の規制

塩化ビニルモノマーおよび重金属について規制しています。

ISM壁紙の背景

近年、建築物の住空間における室内空気環境問題が大きく取り上げられています。日本壁装協会は、インテリア材料である壁紙の業界団体として、室内空気環境問題に取り組んでまいりました。1995年に「健康と安全に配慮したインテリア材料に関するガイドライン」(インテリア材料の基準値)を制定、1996年には、ガイドラインに準ずる商品の供給に向けて「ISMマーク表示制度」を整備、公正・中立な運営のため複数の学識経験者からなる第三者機関のISM機構を設置し、自主管理制度として、ISM(イズム)をスタートさせました。2005年、国における規制の変遷もあり、「ISM壁紙の基準値」の改正、新しい基準値を満たした壁紙を供給できる仕組みの再整備を経て、2007年より新しいISMがスタートしました。壁紙の安全性に関して、使用者が商品選択の目安にできる基準値を示すとともに、ISM壁紙が適正に製造、流通、施工され、使用者に供給されることを目指しています。

ISM機構

ISM機構は、ISMの理念の達成のために設立された、複数の学識経験者によって構成された第三者機関です。生活者の立場に立った審議や審査を行います。

ISMの理念

ISM機構は「住空間における人への安全・健康に配慮し、快適な暮らしを提供」することを目的として、次の5項目を誠実に実施し、社会に寄与することを目指します。

- 1** 環境に配慮された原材料を使用し、国際基準レベルの品質管理システムを有する工場で製造されること。
- 2** 安全規格を満たした材料で、かつ品質維持の確かな流通体制により安定供給され、適切な施工方法が確立されていること。
- 3** 建築空間の用途や設計条件に見合う材料の提供と、選択の容易性を備えていること。
- 4** 適切な建築副産物の処理対策が確立されていること。
- 5** 品質の長期安定確保のため、取り決められた品質に関する報告や、製造工場などの立ち入り検査などの追跡調査を実施すること。

ISM壁紙の特徴

ISM壁紙の視野

ISM壁紙は、「ISMの理念」に則り、製品の基準値だけではなく、製造から流通、施工段階も視野に入っています。

■ 製造段階

厳正な審査に合格した工場で製造

ISM機構による厳正な審査に合格し登録された、次の要件を満たす工場で製造されます。

- ISMの理念を理解し賛同していること
 - ISM壁紙を製造する能力を有すること
 - 品質管理システムがISO9001またはJISQ9001に基づいて構築・運用され、ISM壁紙を安定供給できること
- ※ 登録後も、工場の品質管理や環境対策の運用状況について、ISM機構が必要に応じ調査・確認を行います。

安全性の高い原材料を使用・排ガス規制

製品の基準値だけではなく、使用する原材料についても、制限や規制を設けています。

地球環境を考え、排出ガスにも規制を設けています。

■ 流通段階

流通・販売段階における倉庫での取扱い保管管理を徹底し、工場から出荷されたISM壁紙の品質が維持されるよう努めています。

■ 施工段階

接着剤などの壁紙用施工資材についても、安全性に配慮したもの(ISM推奨壁紙用施工資材)を供給し、ISM壁紙を施工する際に選択できるようにしています。

ISM壁紙を施工する際のガイドラインを設けています。

表示・ISM壁紙検索システム

■ 表示

工場から出荷されるISM壁紙には、包装面にISMラベルが貼付されます。流通段階においては、出荷ラベルにISM壁紙を示す表示がされます。これらの表示から、その商品がISM壁紙であることを確認することができます。

■ ISM壁紙検索システム

ウェブサイト上にてISM壁紙およびISM推奨壁紙用施工資材の情報を確認することができます。商品番号より検索することで、その商品がISM壁紙として登録されていること、また、製造工場および販売店等を確認することができます。

公正な運営

ISM壁紙は、日本壁装協会により運営されていますが、公正・中立な第三者機関のISM機構により、その規格や運営状況は持続的に管理されています。

ISM壁紙の基準値

物質名	基準値	測定方法
ホルムアルデヒド	5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	* 1
アセトアルデヒド	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
トルエン	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
キシレン	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
エチルベンゼン	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
スチレン	25 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
パラジクロロベンゼン	25 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
テトラデカン	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
T V O C	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$	
クロロピリホス		
フェノブカルブ		
ダイアジノン		原材料に使用しない
フタル酸ジ- n-ブチル		
フタル酸ジ- 2-エチルヘキシル		
塩化ビニルモノマー	0.1 mg/kg	* 2
重金属	バリウム	300 mg/kg
	鉛	5 mg/kg
	クロム	5 mg/kg
	アンチモン	1 mg/kg
	ひ素	0.5 mg/kg
	カドミウム	1 mg/kg
	水銀	0.1 mg/kg
	セレン	5 mg/kg

* 1 JIS A 1901 小形チャンバー法による試験

測定条件：温度 28±1.0°C、相対湿度 50±5%、換気回数 0.5±0.05回/h、試料負荷率 2.2±0.2m³/m³

評価基準：1、3、7日後の放散速度を測定し原則的に7日後の値を対象

※ μg (マイクログラム)：100万分の1g

放散速度 1 $\mu\text{g}/\text{m}^3\cdot\text{h}$ は、建材 1 m³につき 1 時間当たり 1 μg 化学物質が発散されること

* 2 JIS K 7380 (1999/10/20)に準拠

塩化ビニル樹脂を使用しない場合は、原材料に使用しないと明記

* 3 EN71-3の試験方法に準拠

さらに詳しい情報は、

ISM壁紙のウェブサイトでご覧いただけます。 <http://www.wacoa.jp/ism>

有限責任
中間法人 日本壁装協会

〒107-0052 東京都港区赤坂4-9-6 タクアカサカビル6F
TEL : 03-3403-6351 FAX : 03-3403-6352